



公告

准看護師試験を次のとおり行います。

平成16年10月12日

長野県知事 田 中 康 夫

1 実施日時

(1) 期日

平成17年2月27日(日)

(2) 時間

午後1時から午後3時30分まで。ただし、保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第55号。以下「一部改正省令」といいます。)附則第2項に規定する者については、午後1時から午後3時までとします。

2 試験場

松本市旭2-11-34

長野県看護職員研修センター(看護総合センターながの内)

3 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則(昭和26年厚生省令第34号。以下「規則」といいます。)第23条に規定する科目。ただし、一部改正省令附則第2項に規定する者については、一部改正省令による改正前の規則第23条に規定する科目とします。

4 試験の形式

客観式試験(四肢択一)とします。

5 受験資格

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条各号のいずれかに該当する者(平成17年3月までに該当する見込みの者を含みます。)

6 受験する試験の区分

(1) 一部改正省令による改正後のカリキュラム(以下「新カリキュラム」といいます。)に対応した試験の対象者

ア 准看護師学校養成所又は高等学校衛生看護科の卒業生(卒業する見込みの者を含みます。)のうち新カリキュラムのみを履修した者

イ 看護師3年課程養成所(大学及び短期大学を含みます。)又は外国の看護師等学校の卒業生(卒業する見込みの者を含みます。)

(2) 一部改正省令による改正前のカリキュラム(以下「旧カリキュラム」といいます。)に対応した試験の対象者

准看護師学校養成所及び高等学校衛生看護科の卒業生のうち旧カリキュラムのみを履修した者

(3) 新カリキュラム又は旧カリキュラムに対応した試験のいずれかを選択する者

准看護師学校養成所又は高等学校衛生看護科の卒業生(卒業する見込みの者を含みます。)のうち休学、留年等の事情により新カリキュラム又は旧カリキュラムの両方を履修したもの

7 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書用紙(受験願書、履歴書、受験票及び電算入力票)

イ 受験資格を証明する書類

規則第27条第1号から第4号までに掲げる受験資格を証す

る書類。なお、修業証明書又は卒業証明書については、平成17年3月9日(水)午前10時までに提出してください。ただし、郵送による場合であっても提出期限必着とします。

ウ 写真1枚(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載してください。)

(2) 試験手数料

試験手数料(6,900円)は、長野県収入証紙(受験願書にはって、消印しないでください。)により納付してください。

(3) 受付期間及び場所

ア 出願に関する書類を郵送する場合

(7) 期間 平成16年12月20日(月)から12月24日(金)までの消印のあるもの

(4) 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県衛生部医務課

イ 出願に関する書類を持参する場合

(7) 日時 平成16年12月20日(月)から12月24日(金)までの祝日を除く毎日の午前9時から午後5時まで

(4) 場所 長野県衛生部医務課

8 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験資格等の内容審査のうえ適当と認められた者に対して受験票を交付します。受験票は、試験当日必ず持参してください。

9 合格発表

(1) 平成17年3月14日(月)午後1時に長野県庁及び保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示します。また、平成17年3月14日(月)午後5時までに長野県公式ホームページに掲載します。なお、電話等による照会には一切応じません。

(2) 合格発表後、合格者には合格証書の送付をもって通知とします。

10 その他

(1) 受験願書用紙は、7の(3)のアの場所あて郵便により請求してください(切手120円分をはり、あて先を明記したA4版の返信用封筒を同封してください。)

(2) 試験会場の収容人員には制限があるため、受験者数の調整を行う必要が生じた場合には、県内在住者又は県内准看護師学校養成所を卒業した者(卒業する見込みの者を含みます。)を優先します。

11 試験に関する問い合わせ先

長野県衛生部医務課(電話026-235-7144)

医 務 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年10月14日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

P R T R データ情報提供システム業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

- (3) 履行期間
契約日から60日間
- (4) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に同種の業務を行った実績を有する者であること。
- 3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県生活環境部地球環境課大気保全係
電話 026(235)7177
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成16年10月25日 午前11時
イ 場所 長野県庁 西庁舎打合せ室1
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成16年10月22日 午後5時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県生活環境部地球環境課大気保全係
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格

をもってした者を落札者として決定します。

- (8) 契約書作成の要否
必要とします。

- 5 その他
詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

地球環境課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年10月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成16年10月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ライフデザインセンター
- 3 代表者の氏名
三ツ井清、高橋卓志、吉田由美子
- 4 主たる事務所の所在地
長野市鶴賀緑町3036番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、市民が幅広い選択肢の中から自分の生き方を選択し、最期に至るまでの決定を自らの手で行い、今を充実して生きることに必要な支援をすると共に、自立した市民同士が助け合う成熟した市民社会を構築するために寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年10月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成16年9月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 嵯峨
- 3 代表者の氏名
尾曾元広
- 4 主たる事務所の所在地
下伊那郡松川町上片桐3314番地3
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者を中心とする地域の人々が安心して暮らし、お互いに支えあいのできる地域づくりを目指すことにより、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年10月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成16年10月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 グリーンクラブいいだ
- 3 代表者の氏名
今村良子
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市東和町2丁目21番地9
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対し環境保全に関する事業を行い、よって循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成16年10月12日

長野県知事 田中康夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生年月日	発生群数	発生の場所又は区域
腐そ病	みつばち	平成16年9月16日	2	上伊那郡飯島町
		平成16年9月21日	1	木曾郡山口村
		平成16年9月21日	2	木曾郡山口村
		平成16年9月22日	2	木曾郡木祖村
		平成16年9月22日	1	木曾郡木祖村

畜産課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、指定給水装置工事事業者からその事業の廃止の届出がありました。

平成16年10月12日

長野県公営企業管理者 古林弘充

名称 所在地 廃止年月日
有限会社信州上田設備 上田市大字舞田985番地2 平成16年9月17日

水道課

正 誤

平成16年8月19日付け「長野県告示第491号目次」中
ページ 行 誤

1 上から4 特定有害物質による汚染区域

正

特定有害物質によって汚染されている区域

情報公開課